

## お知らせ

### 子ども・子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）の改正

平成 31 年 4 月の社会保険料（5 月納付分）より、子ども・子育て拠出金の料率が 2.9/1000 から 3.4/1000（全額事業主負担）に変更されます。拠出金は、年齢・子供の有無にかかわらず、厚生年金被保険者の標準報酬月額に料率を掛け合わせて算出されます。

### 時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制が、大企業では本年 4 月 1 日から、中小企業では来年 4 月 1 日から導入されます。なお、「時間外労働」は、「所定外労働時間」ではなく「法定外労働時間」を指します。

#### ●ポイント

1. 時間外労働（法定休日労働は含まれません）の原則の上限を月 45 時間・年 360 時間とする旨が、罰則付きの規定として改正労働基準法に明記されました。
2. 1 の例外として、臨時的な特別の事情があり労使間の合意があった場合でも、

・時間外労働（法定休日労働除く）・・・年 720 時間以内  
・時間外労働+法定休日労働・・・単月 100 時間以内、2～6 ヶ月平均 80 時間以内  
とする必要があります。

→従来まで特別な事情がある場合、特別条項を設けることによって無制限に残業時間を定めることができていましたが上限が設けられました。なお、特別条項が認められるのは年 6 回までです。

3. 中小企業について上限規制の適用は来年 4 月 1 日まで猶予されます。

→中小企業の範囲は、「資本金の額又は出資総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが下図の基準を満たしたものに限りです。

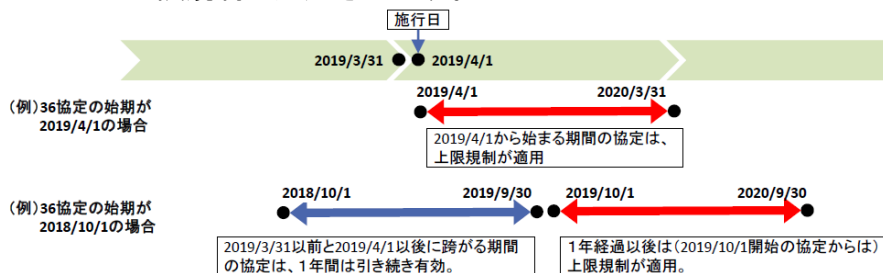
業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

工場や営業所等を含めた企業単位での判断となります。また、グループ企業についても、グループ単位ではなく企業単位で判断します。どちらか一方の基準を満たしていれば、中小企業として猶予されます。

※業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断されます。

4. 上限規制の施行に当たり経過措置があります。

→大企業では本年 4 月 1 日（中小企業は翌年 4 月 1 日）以降の期間のみを定めた 36 協定に対して上限規制が適用されます。



経過措置により、大・中小企業の施行日前と後に跨る期間の 36 協定を締結している場合、その協定の初日から 1 年間に限っては、その協定は有効となります。そのため、施行日開始の協定を新たに締結する必要はありません。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)) までご連絡ください。